

政党紙配布に逆転無罪

休日活動の処罰「違憲」

公務員の政治行為「禁止広すぎる」

2010.3.29 A9

休日を政党の機関紙を配布したとして、国家公務員法違反（政治的行為の制限）の罪に問われた旧社会保険庁長官（現日本年金機構）職員・堀越陽典被告（56）の控訴審で、最高裁は28日、罰金10万円、執行猶予2年とした二審・東京地裁判決を覆し、無罪とする判決を言い渡した。中山徹判長は「このように配布を同法の罰則規定を適用するのは国家公務員の政治活動に無関係な範囲を超えて制約を加えることになり、表現の自由を侵害した憲法違反」との判断を示した。（向井文俊）

東京高裁、規定は「合憲」

国家公務員は国家公務員法によって政治的行為が禁止されている。人事院規則で具体的な禁止行為が定められ、政党や政治団体の機関紙の発刊や編集、配布のほか、政党への助款、署名活動、集会で政治的意図を持つ意見を述べることなどが禁じられている。現行の法定刑は3年以下の懲役、または100万円以下の罰金。地方公務員も、地方公務員法で政治的行為が制限されている。

最高裁は2008年の衆議院選前に衆議院の機関紙「しんぶん赤旗」の身外紙を自党へのマニフェストで配ったとして起訴された。東京高裁は国法違反の罪で起訴されたものの、社会党（現）の党本部が

スターを絶えず配布した郵便局職員が1974年の地裁判決で無罪となった。最高裁は「この日の判決は『国家公務員の政治的行為を制限した国家公務員法の規定は合憲』と述べ、憲法違反の判決を撤回した。その一方で『国民の法権は特定の政党や政治的、社会的利益の保護から保護されるべきではない。憲法は選挙権と被選挙権の自由が保障されている。政党の自由が制限されるべきではない』との見解を示した。『公務員法の政治活動を全面的に禁止する規定は、不合理的に広すぎる」と述べ、起訴された被告の行為を檢察、被罰は社会保険庁長官に転嫁する事後の行為は、憲法に違反する事案として取り扱われるべきではないと判断した。最高裁は、公務員が政治的行為を制限する規定は、憲法に違反する事案として取り扱われるべきではないと判断した。最高裁は、公務員が政治的行為を制限する規定は、憲法に違反する事案として取り扱われるべきではないと判断した。

最高裁は2008年の衆議院選前に衆議院の機関紙「しんぶん赤旗」の身外紙を自党へのマニフェストで配ったとして起訴された。東京高裁は国法違反の罪で起訴されたものの、社会党（現）の党本部がスターを絶えず配布した郵便局職員が1974年の地裁判決で無罪となった。最高裁は「この日の判決は『国家公務員の政治的行為を制限した国家公務員法の規定は合憲』と述べ、憲法違反の判決を撤回した。その一方で『国民の法権は特定の政党や政治的、社会的利益の保護から保護されるべきではない。憲法は選挙権と被選挙権の自由が保障されている。政党の自由が制限されるべきではない』との見解を示した。『公務員法の政治活動を全面的に禁止する規定は、不合理的に広すぎる」と述べ、起訴された被告の行為を檢察、被罰は社会保険庁長官に転嫁する事後の行為は、憲法に違反する事案として取り扱われるべきではないと判断した。最高裁は、公務員が政治的行為を制限する規定は、憲法に違反する事案として取り扱われるべきではないと判断した。

法廷が扱われる相対的違反性があるとするのは、憲法違反の判決を撤回した。その一方で『国民の法権は特定の政党や政治的、社会的利益の保護から保護されるべきではない。憲法は選挙権と被選挙権の自由が保障されている。政党の自由が制限されるべきではない』との見解を示した。『公務員法の政治活動を全面的に禁止する規定は、不合理的に広すぎる」と述べ、起訴された被告の行為を檢察、被罰は社会保険庁長官に転嫁する事後の行為は、憲法に違反する事案として取り扱われるべきではないと判断した。最高裁は、公務員が政治的行為を制限する規定は、憲法に違反する事案として取り扱われるべきではないと判断した。